

役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人ゆめグループ福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条

本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条

理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条

理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条

監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であつ

ても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第6条

苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第7条

役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 旅費は、実費を支給する。

3. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（支給の方法）

第8条

報酬の支給は、役員及び評議員等が、理事会及び評議員会の出席については、各年3月末日に、銀行振り込みによって支給する。

役員及び評議員等が、理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、各年3月末日に、銀行振り込みによって支給する。

（支給の形態）

第9条

報酬の支給は、現金によるものとする。

（適用除外）

第 10 条

施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。
(改正)

第 11 条

本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程には次の附則が付属する。

○役員報酬規程附則

役員報酬規程の施行・改正・廃止の記録

○平成 29 年 4 月 1 日より施行。

○令和 2 年 6 月 14 日改定施行。

○令和 3 年 1 月 16 日改訂施行。

○令和 4 年 6 月 15 日改訂施行。

○令和 5 年 2 月 18 日改定施行。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会・評議員会（対面）出席報酬等	5,000 円	実費
理事会・評議員会（リモート）出席報酬等	3,000 円	実費
理事会・評議員会決議の省略	1,000 円	実費
苦情対応第三者委員	5,000 円	実費

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000 円	実費
理事及び評議業務報酬等	5,000 円	実費
監事監査指導報酬等	15,000 円	実費
苦情対応第三者委員	5,000 円	実費

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
-----	-----	----	-----

実 費	実 費	10,000 円	実 費
-----	-----	----------	-----

役員等報酬規程附則

第一条 本則は、ゆめグループ福社会役員等報酬規程のうち、理事長に就任したものが、これまで施設管理者等として勤務していた場合の報酬について定めるものである。

第二条 報酬は次のように定める。

第一項 月額 40 万円とする。

第二項 夏季手当として 1 か月分 40 万円、年末手当として 2 か月分 80 万円 期末手当 20 万円とする。

第三項 社会保険、厚生年金、税金などの扱いは正規職員に準ずる。

第四項 労働保険は、労働保険の特別加入として組合加入し、会費と保険料は法人が負担する。

第三条 この附則は本人が、満 65 歳の誕生日を迎えた年度末をもって終了し、これ以降は月額 28 万円とする。夏季手当 28 万円、年末手当 28 万円とする。

第四条 この規定は物価状況等社会情勢に著しい変化があったときには評議員会の議決を持って変更する。

この附則は令和 3 年 11 月 16 日より適用する。

この附則は令和 4 年 2 月 21 日より改訂施行する。

令和 5 年 3 月 1 日改訂。

令和 6 年 3 月 28 日改定。